

令和3年度第9回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和3年12月13日

場所 コミュニティセンター未来館
2階 集会室

令和3年度第9回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 コミュニティセンター未来館 2階 集会室
2. 開会日時 令和3年12月13日(月) 午後2時15分
3. 閉会日時 令和3年12月13日(月) 午後3時00分

4. 出席農業委員(11名)

2番	竹内勝子	3番	大坂實
6番	小野寺正八	7番	甲地武彦
8番	蛭名修二	10番	蛭沢清子
11番	沼尾京子	12番	蛭名勲
13番	米内山隆博	14番	沼尾幸一
15番	久保田正一		

5. 欠席農業委員(4名)

1番	乙部繁作	4番	岡山敬一
5番	木村豊三郎	9番	甲地俊隆

6. 出席農地利用最適化推進委員(5名)

栄沼	鶴ヶ崎勝也	徳万才	佐々木祐輔
旭	笹倉隆悦	表町	山田昭二
千曳	藤井久		

7. 欠席農地利用最適化推進委員(0名)

8. 会議に付した案件

- 報告第27号 農地の転用事実に関する照会について
報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第29号 使用貸借合意解約書の受理について
議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第32号 東北町農用地利用集積計画の決定について
議案第33号 東北農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について

9. 議事録署名委員

7番 甲地武彦 11番 沼尾京子

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 河島徳悦 事務局主査 荒木浩美

11. 書記

事務局副参事 竹内恒幸

—— 開会 午後2時15分 ——

事務局長 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。
「こんにちは」、着席願います。
ただいまから、12月3日に招集通知しました、第9回東北町農業委員会総会を開催致します。
本総会の出席委員は11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立致しました。
なお、農地利用最適化推進委員5名の出席があります。
本日、1番 乙部 繁作 委員、4番 岡山 敬一 委員、5番 木村 豊三郎 委員、9番 甲地 俊隆 委員より会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告致します。
この度、会長が欠席届を提出されていることから、東北町農業委員会規定第3条により、会長職務代理者が議長となり、議事を整理することとなっております旨を申し添えます。
それでは、会長職務代理者の竹内 勝子 委員より、ご挨拶をお願いします。

(会長職務代理者挨拶省略)

事務局長 ありがとうございます。それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、議事進行をお願いします。

会長職務代理者 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議長 これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程、お手元に配布のとおりであります。
総会の提出案件は、報告3件、議案4件であります。
充分なるご審議をお願いします。
それでは、議事に入ります。

議長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。
お諮りします。議長の私から指名することにご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認めます。
したがって、議長において指名することに決定しました。
議事録署名者には、7番 甲地 武彦 委員、11番 沼尾 京子 委員を指名致します。なお、書記には竹内副参事を任命致します。

日程第2 会期の決定について、議題とします。
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

議長 日程第3 報告第27号 農地の転用事実に関する照会について、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開き下さい。
報告第27号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、
現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告する
ものです。なお、現地確認は、12月1日、農業委員2名 13番
米内山 隆博 委員、14番 沼尾 幸一 委員と事務局職員2名により
遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認して
います。
2、3ページの、記載内容となります。
(受付番号35番から40番、6件朗読説明省略) 以上、6件です。

議長 ただいま、事務局より報告第27号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

質疑なしと認め、報告第27号は原案のとおり報告済と致します。

議長 日程第4 報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 4ページをお開き下さい。
報告第28号、このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。
5、6ページの記載内容となります。
(受付番号46番から52番、7件朗読説明省略)以上、7件です。

議長 ただいま、事務局より報告第28号の朗読及び説明がありましたが、ご質疑等ありませんか。

(質疑なし)の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第28号は、原案のとおり報告済と致します。

議長 日程第5 報告第29号 使用貸借合意解約書の受理について議題とします。
事務局より、朗読及び説明を願います。

事務局長 7ページをお開き下さい。
報告第29号 使用貸借合意解約書の受理について、このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので、報告するものです。
8ページをお開き下さい。
(受付番号7番、1件朗読説明省略)以上、1件です。

議長 ただいま、事務局より報告第29号の朗読及び説明がありましたが、ご質疑等ありませんか。

(質疑なし)の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第29号は、原案のとおり報告済と致します。

議長 日程第6 議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 9ページをお開き下さい。
議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり、(1)所有権移転6件の、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。
10ページから11ページの記載内容となります。
所有権移転(6件)について説明致します。
(受付番号44番から49番、6件朗読説明省略)以上、所有権移転6件です。

事務局長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。ご異議ありませんか。

(異議なし)の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第30号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 日程第7 議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 12ページをお開き下さい。
議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、(1)所有権移転1件、(2)賃貸借権設定3件について、現地調査が行われております。なお(1)所有権移転申請箇所的位置等は、14ページから16ページのとおりです。
(受付番号12番、1件朗読説明省略)以上、1件です。
次に17ページ(2)賃貸借権設定申請箇所的位置等は、18ページから21ページのとおりです。
(受付番号2番から4番、3件朗読説明省略)以上、3件です。

議 長

ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。
これには、現地調査が行われていますので、米内山隆博委員、沼尾幸一委員より現地調査の報告をお願いします。

米内山隆博
委員

議案第31号の(1)所有権移転について、現地調査の報告を致します。

13ページから16ページは、12月1日に沼尾 幸一 委員及び事務局と現地へ出向き、申請者(譲受人)の代理人立ち会いのもと現地確認調査を実施しました。

申請地は、東北町役場本庁舎より西南西へ約4kmの距離にあり、県道七戸上北町停車場線が付近を通っており、近くには、徳万才地区コミュニティセンターや徳万才郵便局があり、周囲には、10ha以上の農地を中心とした一団の農地が存している地域となっております。

転用の目的は、普通住宅の建築であり現況においては、境界が明確で、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられる為、許可相当と判断して参りました。

沼尾幸一
委員

議案第31号の(2)賃貸借権設定について、現地調査の報告を致します。

申請者(借人)及び(代理を兼ねた貸人1名)が立会いのもと現地確認調査を行いました。

申請地は、東北町役場分庁舎から東南東へ約8kmの距離にあり、鶴ヶ崎集落と蓼内久保集落との中間に位置し、湖岸道路が付近を通っている地域です。

転用の目的は、砂利の採取であり現況においては、境界が明確で砂利の採取計画の施行にあたっては、隣接地の崩壊などを防止するため掘削区域までの一定の距離を隔てて保安距離を設けると共に防護柵等を設置し、採取時に発生する汚濁水については、調整池に貯め浄化し、適度な日数の間滞留させ、適切な水質の水を法定外水路に排出する措置を講ずるなど、周辺に被害を及ぼす影響はないと判断されます。さらに、事業完了後、速やかに農地へ復元する誓約がなされていることから、許可相当と判断して参りました。以上、報告致します。

議 長

ご苦労様でした。

ただいま、米内山隆博委員、沼尾幸一委員より、現地調査の報告が終わりました。

本案について、ご異議ありませんか。

蛭名勲委員 17ページの農地法第5条農地転用許可に係る意見について、賃貸借権設定の2番から4番の砂利採取、一時転用について、いつも問題になっていることで、排水処理の問題で沈澱池を設けるといっていますが、排水は、最終的に小川原湖へ流出することになります。

私は、常にこれまで、自然や排水の件について、いつも問題にしてきました。砂利採取等の事案については、小川原湖漁協の意見書などが必要ではないかと思われれます。

小川原湖の、水が凄く汚れている等の問題があり行政が小川原湖の浄化に力を入れています、こういう事案がある際は、小川原湖漁協等の関係機関を中に入れて、排水管理の指導することなどが必要ではないでしょうか。

事務局長 農業委員会は、蛭名勲委員もご存じのとおり、農地の権利等に関しての許可を行なっています。また、環境関係に関しては、上北地域県民局地域整備部と申請業者が協議のうえ、申請後に許可となり、上北地域県民局地域整備部が指導等を実施しています。農地転用の事案については、県構造政策課が窓口で転用許可が下りた後に、農業委員会で現地の巡回等を実施し、現地を確認しながら、上北地域県民局地域整備部と十分協議のうえ、指導を行っていく事を考えています。

蛭名勲委員 はい、解りました。

議長 その他ございませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第31号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第8 議案第32号 東北町農地利用集積計画の決定について、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 22ページをお開き下さい。
議案第32号、東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知

事務局長 がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。
23ページをお開き下さい。
農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。
24ページをお開き下さい。
(1) 賃貸借、受付番号11、12番、2件について説明致します。
(受付番号11、12番、2件朗読説明省略) 以上、2件です。
25ページから30ページをお開き下さい。
(2) 使用貸借、受付番号68番～75番、8件について説明致します。
(受付番号68番～75番、8件朗読説明省略) 以上、8件です。
31ページをお開き下さい。
農地売買等事業による(1)所有権移転、受付番号7番、8番2件について説明致します。
(受付番号7、8番、2件朗読説明省略) 以上、2件です。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第32号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第9 議案第33号 東北農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 32ページをお開き下さい。
議案第33号 東北農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について、農業振興地域の整備に係る法律施行規則第3条の2第1項の規定により、東北町長から別紙33ページのとおり照会があったので意見を求めるものです。
34ページをお開き下さい。
整理番号3-3、1件について説明します。なお、農用地区域除外変更申請箇所的位置等は、35ページから41ページのとおりです。

事務局長 (整理番号 3—3、1 件朗読説明省略) (計画の概要説明、朗読説明省略) 以上です。

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第 33 号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 以上で、本日の日程は、全部終了致しました。第 9 回東北町農業委員会総会を閉会致します。

———— 開会 午後 3 時 0 0 分 ————